

第六次新居浜市長期総合計画後期計画（案）に関する意見募集の結果について

令和8年1月26日

企画部 総合政策課

- 1 意見募集期間 令和7年12月15日（月）～令和8年1月14日（水）
- 2 意見提出人数 1人
- 3 意見提出件数 3件
- 4 意見の概要と意見に対する考え方

番号	提出された意見の概要	意見に対する考え方
1	商業の振興については、市庁内に「にいはま営業本部」を設置しているにもかかわらず、工業分野に記載されている「販路開拓・新事業展開の促進」に相当する項目が、商業分野には見当たらない点を疑問に感じている。 にいはま営業本部が工業分野に限らず、商業を含む幅広い事業者を対象とするのであれば、<u>商業者に対しても、展示会への出展支援やビジネスマッチングによる販路開拓支援を位置づけるべきである。</u> <u>あわせて、中小企業振興条例に基づく補助金制度についても、商業者が新たな取組や事業展開に挑戦しやすいよう、商業分野への活用を明確にし、実効性のある支援を講じる必要があるのではないか。</u>	商業者に対する、展示会や出展支援やビジネスマッチングによる販路開拓支援につきましては、基本計画3-4-2の新居浜ブランドの育成・拡大の取組方針及び取組内容の中で「物産品等の販路開拓及び出展支援」を記載しております。 また、事業者の販路開拓を支援する制度として「中小企業振興条例補助金」を設けており、販路開拓に要する経費の一部を補助しています。 制度上、商業者を対象業種から除外しているものではありませんが、限られた財源の中で支援効果を高めるため、補助対象を「新居浜ものづくりブランド認定製品・技術」「愛媛県スゴ技認定製品・技術」「特許出願後3年以内の新製品」の販路拡大に限定しており、これまでの利用状況としては、主に製造業の企業による活用が中心となっています。 今回いただいたご意見も踏まえ、現在、見直しを行っております中小企業振興条例の改正におきまして、商業者への支援についても留意しながら関係課所とも情報共有を行い、効果的な支援に努めてまいります。

2	<u>基本計画３－２－１において、従来の「銅夢にいはまを中心とした」という表現が「商業集積地域等」へと変更されているが、「商業集積地域」とは具体的にどのエリアをさしているのかが不明確である。</u> <u>また、この表現変更は、これまで掲げてきた「銅夢にいはまを中心とした商業活性化」の方針を見直し、あるいは事実上断念したことを意味するのか。政策の継続性や狙いを明確にするためにも、対象区域の考え方と銅夢にいはまの位置づけについて改めて整理と説明が必要ではないか？</u>	「商業集積地域等」につきましては、中心商店街や喜光地商店街を含む都市計画法上の商業地域に該当する範囲を基本として設定しているものであります。商業の面的な活性化を図ることを目的として支援の対象とする区域を示すものであり、本市といたしましては、こうした商業集積地域等における商業者への支援を今後も継続し、地域商業の活性化に取り組んでまいりたいと考えております。 「銅夢にいはま」の位置づけにつきましては、旧商業振興センターを活用し、令和３年３月に商店街関係者を中心として産直市「銅夢キッチン」が開設され、昭和通りや登り道など中心商店街のにぎわい創出や来街者の増加に向けた中核的役割を担うことが期待されておりました。しかしながら、令和６年６月に経営不振により休業となっており、経営者が再建等を模索している状況でございますことから、長期総合計画においての位置づけが難しいと判断したものです。
3	「インバウンド観光客へのホスピタリティ醸成」という表現を用いられているが、今日の状況を踏まえると、もはや意識や理解を高める段階（醸成）にとどめるべきではないと思う。 <u>今後は「ホスピタリティを醸成する」という抽象的な表現から一步踏み込み、誰が、いつまでに、何を実行するのかを明確にした行動計画へと転換することが、新居浜市がインバウンド観光の流れを確実に取り込むために必要である。</u>	新居浜市では、インバウンド観光客への対応として、多言語対応の観光案内板や観光パンフレット、ホームページなどにおいて情報発信を行いインバウンド観光客の利便性向上を図っております。 ご指摘の行動計画につきましては、策定を予定しております、次期新居浜市観光振興計画において検討してまいります。